

◇セミナーのご案内◇

「2015年入管法改正のポイント解説と

外国人採用の留意点」



主催：SATO行政書士法人・SATO社会保険労務士法人
日本社会保険労務士法人



各位

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、日本国内において積極的に外国人の採用を展開している企業様に向けて、「2015年入管法改正のポイント解説と外国人採用の留意点」をテーマにセミナーを開催することとなりました。

講師には、多くの講演においてご活躍されている弁護士 湊 信明 様をお招きして、今年改正された入管法の要点と外国人採用に関する法律実務をわかりやすく解説いただき、SATO GROUPからは行政書士・社会保険労務士より実務のポイントを解説させていただきます。

皆様お誘いあわせのうえ、ご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

講師



湊総合法律事務所 弁護士・税理士 湊 信明（みなとのぶあき）様
（東京弁護士会 副会長 / 関東弁護士会連合会 常務理事）

【講師略歴】

- ◆1987年 3月 中央大学法学部法律学科卒業
- ◆1995年10月 司法試験合格
- ◆1998年 4月 東京弁護士会弁護士登録／中嶋正起総合法律事務所入所
- ◆2000年 4月 アクト法律事務所共同経営（パートナー）開始
- ◆2003年10月 湊総合法律事務所を開設
- ◆2015年 4月 東京弁護士会 副会長就任 現在に至る

【主な著書】

- ◇勝利する企業法務～実践的の弁護士活用法―法務“戦術”はゴールから逆算せよ！（LexisNexis®）
- ◇新在留管理制度と人事労務Q&A（労務事情）
- ◇トラブルを“自力”で解決！法務コスト削減の秘策（会社法務A2Z）他多数

概要

近年、日本企業は将来の経営幹部・事業責任者の育成を見据えた「優秀人材の確保」として、大学・大学院を卒業する外国人留学生の「新卒採用」に注力し、今後もこの傾向は増加するものと思われます。本講座では、今年改正された「入管法」の事例をいち早く取り入れ、外国人留学生を採用・雇用する際に、企業の人事・法務担当者が押さえておくべき日本の入管法・在留資格の実務、内定・採用・就業後の労務上の法的留意点までを平易に解説いたします。

開催日時

平成27年11月11日（水）16：00～18：00（受付：15：30～）

開催場所

〒104-0031 東京都港区虎ノ門1-22-14 ミツヤ虎ノ門ビル（TEL：03-5719-4894）
スタンダード会議室虎ノ門ヒルズFRONT 6階A会議室
※東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅 4番出口より徒歩6分（別紙地図を確認下さい）

受講料

無料（先着順・事前登録制となります）

定員

50名（定員になり次第、受付を早期終了する場合がございます）

お申し込み方法 /お問い合わせ先

◆お申し込みは、必要事項を記載の上、下記メールアドレスまでお申し込みください。

Mail：c.katsuta@sato-group.com

【必要事項：貴社名、部署名、役職、お名前（フリガナ）、電話番号】

◆ご不明点は、上記アドレスもしくは担当者まで直接お問い合わせください。

SATO行政書士法人 担当：勝田（かつた）Tel：03-6831-5577

■会場のご案内■



住所・電話番号

住所 東京都港区虎ノ門1-22-14 ミツヤ虎ノ門ビル 2階・3階・5階・6階
電話 TEL.03-5719-4894

Address

アクセス方法

🚉 電車でお越しのお客様

東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅 4番出口より徒歩6分

Access